

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年7月1日（令和4年（独個）諮問第5016号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（独個）答申第5004号）

事件名：本人に係る特定諮問事件の理由説明書に係る公文書案文の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和4年3月16日付け3高障求発第685号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件訂正請求文書は下記の二通である。そしてこれ等が開示決定された法人文書は特定文書番号A（裁決書謄本）であり特定課が本件決定通知書に挙げている特定文書番号B（決定通知書）でない。

理由説明書 特定諮問事件Aの公文書案文

理由説明書 特定諮問事件Bの公文書案文

イ 特定課は本件訂正請求文書が特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されていると強弁しているがこれは事実と異なる。なぜなら仮にこれが事実であれば総務省情報公開・個人情報保護審査会による本件訂正請求文書を「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）と矛盾するからである。仮に特定課が主張するとおり特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されているのであればなぜ当該審査会は「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行っているのか？実際に開示決定されているのであれば当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行うわけがない。当該審査会が

「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行っているのは本件訂正請求文書が特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されていないからである。

ウ したがって特定課が強弁している不訂正事由は明らかに事実と異なる嘘であるので行政手続法8条1項に違反しておりなおかつ訂正義務に怠っていないので法29条にも違反している。

エ なお特定課は特定文書番号B（決定通知書）－3において「就職に向けての相談，職業能力等の評価，就職前の支援から就職後の職場適応のための援助までの継続的なサービスを提供するため」という利用目的を挙げているので本件訂正請求文書に対して「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で，当該保有個人情報の訂正をしなければならない」（法29条）。一方で特定課は特定文書番号A（裁決書謄本）において利用目的を挙げているので法18条1項に違反している。

（2）意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書いているが後述する諸点のとおり原処分は旧法である法29条に，現行法である個人情報の保護に関する法律92条に違反しているので取り消されなければならない（上記（1）ウ）。

イ 「本件対象保有個人情報は，（中略）した文書であり，」と書いているがこれは明らかに事実と異なる嘘である。なぜなら諮問庁は総務省情報公開・個人情報保護審査会に対して「特定記載」を説明しているからでありそれは当該審査会が作成した答申書（資料6）4頁に書かれている。次いで当該審査会は「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として，改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と書いているので「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」が開示決定されていなかったことになる。したがって諮問庁が本件理由説明書5及び6行目において「特定文書番号Bにより開示決定（中略）した」と書いている内容は明らかに事実と異なる嘘であると断定される。仮にこれが事実のとおりであれば当該審査会が「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として，改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と答申するわけがない。諮問庁が「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」を開示決定していないからこそ当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と答申しているのである（上記（1）イ）。しかしそれにも関わらず諮問庁は「特定文書番号Bに

より開示決定（中略）した」（本件理由説明書5及び6行目）という嘘を平然と吐いている（書いている）ので本件訂正請求文書と共に本件理由説明書も虚偽法人文書であり（中略）。また本件訂正請求文書も虚偽法人文書であるので（中略）。諮問庁が本件訂正請求文書を訂正せずさらに前述したとおり本件理由説明書においても事実と異なる嘘を平然と吐いて（書いて）逃げ回っている事由は（中略）。公文書等の管理に関する法律4条において「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているので同条及び同法11条1項に基づいてなぜ諮問庁特定課が虚偽法人文書を乱発しているのかについて跡付け検証しなければならない。特定課長あるいは同課長補佐が部下職員達に対して虚偽法人文書の作成及び行使を指示しているのだろうか？

ウ 「開示を受けた日から90日以内の訂正請求ではない」と書いているが「開示を受けた日」は2021年特定月日D（本件訂正請求書参照）であり諮問庁が本件訂正請求書を受領した日は「令和4年1月13日」であるようであるので「開示を受けた日から90日以内の訂正請求」であることは自明である（旧法：法27条3項，現行法：個人情報保護に関する法律90条3項）。したがって諮問庁が書いている内容は明らかに事実と異なる嘘であると断定される。

エ 「当該裁決において開示した文書には、本件対象保有個人情報に含まれていない。」と書いているが前述イのとおり総務省情報公開・個人情報保護審査会は「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。」（資料6-4頁）と答申しており「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」は資料6-7頁に書かれているがそれは正に本件訂正請求文書である。したがって「当該裁決において開示した文書には、本件対象保有個人情報は含まれていない。」という内容も明らかに事実と異なる嘘であると断定される。仮にこれが事実のとおりであれば諮問庁は当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである。」（資料6-4頁）とした「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」（資料6-4頁）を開示決定していないことになるのでこれは明らかに開示義務違反である（旧法：法14条，現行法：個人情報保護に関する法律78条）。

オ 「答申（補註：資料6）において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行った」と書いているが当該文書は資料6-7頁に書かれているとおり正に本件訂正請求文書であるので当該文

書が答申（資料6）後に開示決定されたことを自ら認めていることになる。一方で諮問庁は本件理由説明書5及び6行目において「特定文書番号Bにより開示決定（中略）した」と書いているがこの内容と明らかに一致していないので前述イのとおりこの内容が事実と異なる嘘であると改めて断定される。

カ 「本件対象保有個人情報は、（中略）開示決定した文書であり、」と書いているが前述イのとおりこの内容は明らかに事実と異なる嘘である。

キ 「開示を受けた日から90日以内の訂正請求ではなく、」と書いているが前述ウのとおりこの内容は明らかに事実と異なる嘘である。

ク 「当該訂正請求は不適法であり」と書いているが前述ウのとおり本件訂正請求は適法である。

ケ 「期日」と書いているが正しくは「期限」であり実際に本件補正依頼書においても「期限」と書かれている。

コ 「当該訂正請求は法27条1項に該当せず不適法である」と書いているが前述ウのとおり本件訂正請求は適法である。ところで諮問庁は「法27条1項」を根拠条項に挙げているが仮に「開示を受けた日から90日以内の訂正請求ではな」いのであれば根拠条項は法27条3項（現行法：個人情報の保護に関する法律90条3項）である。したがって本件訂正請求は同条1項に該当しているので「当該訂正請求は法27条1項に該当せず」という内容は明らかに事実と異なる嘘であると断定される。また本件訂正請求が同条3項にも該当していることは前述ウのとおりである。したがって諮問庁は事実と異なる嘘を不訂正事由に挙げているので行政手続法8条1項に違反している（上記（1）ウ）。

サ 「原処分は妥当である。」と書いているが前述した諸点のとおり原処分は旧法である法29条に、現行法である個人情報の保護に関する法律92条に違反しているので取り消されなければならない（上記（1）ウ）。

シ 補記1

総務省情報公開・個人情報保護審査会は資料6-4頁において「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。」と答申しているが「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」に「理由説明書の写し」が含まれていないので諮問庁は改めて「理由説明書の写し」を開示しなければならない（旧法：法14条，現行法：個人情報の保護に関する法律78条）。また当該審査会は資料6-7頁において「理由説明書の写し」を含めていないのでこれ

は明らかに当該審査会による過失である。なお諮問庁は資料7-7頁において発出文書の「写し」を決裁文書と共に保存する旨の規定が存在することを認めているので仮に諮問庁が「理由説明書の写し」を決裁文書と共に保存していなければ当該規定に違反していることになる。本来であれば当該審査会は諮問庁に対して「他に該当する法人文書は存在しないのか？」と強く問質さなければならぬはずであるがそれを行っていないようであるので本来なさなければならぬことをなしていないことになる。諮問庁が嘘を吐いているにも関わらず当該審査会はその嘘を無批判的に鵜呑みにしておりさらに事実確認もろくにっていない（中略）。

ス 補記2

本件諮問は審査請求日である2022年4月1日（本件審査請求書参照）から諮問日である同年7月1日（本件諮問通知書参照）までに90日間を徒過しているので失当である。諮問庁が公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領において「可能な限り速やかに審査会へ諮問する。」「諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにする」「遅くとも90日を超えないようにする」（資料8）と定められているにも関わらず本件諮問は審査請求日である2022年4月1日（本件審査請求書参照）から諮問日である同年7月1日（本件諮問通知書参照）までに91日間も掛かっているため当該要領に違反していることになる。本来であれば「可能な限り速やかに審査会へ諮問」（資料8）しなければならずまた「諮問するまでに遅くとも30日を超えないように」（資料8）しなければならぬにも関わらず実際はその3倍も掛かっているため諮問庁による懈怠は明らかである。本件理由説明書にしてもわずか一枚しか書いていないにも関わらずなぜ諮問するまでに3か月も掛かるのか？その3か月の間に諮問庁は一体何をしていたのか？自らに都合が悪い事実を隠蔽するために諮問を不当に遅滞させているとしか考えられない。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年12月31日付け（受付日令和4年1月13日）で審査請求人から本件対象保有個人情報の訂正請求があり、これを確認したところ、本件対象保有個人情報は、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定（以下「別件開示決定処分」という。）した文書であり、開示を受けた日から90日以内の訂正請求ではないため、機構は、法30条2項に

より訂正しない旨の決定を行った。

なお、審査請求人は、別件開示決定処分について特定答申により取消しすべきとされているとした上で、本件対象保有個人情報、機構が当該答申に基づいて行った令和3年特定月日A付け裁決において開示決定された文書であると主張しているが、当該裁決において開示した文書には、本件対象保有個人情報は含まれていない。また、特定答申は、本件対象保有個人情報以外の、特定されていなかった文書について改めて開示決定等すべきとされているものであり、別件開示決定処分の全てについて取消しすべきとされたものではない。よって、機構は令和3年特定月日A付け裁決により、答申において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行ったものである。

このように、本件対象保有個人情報は、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定した文書であり、開示を受けた日から90日以内の訂正請求ではなく、機構として、当該訂正請求は不適法であり不訂正決定となることから、取消しの意思を確認するため「保有個人情報訂正請求書について（情報提供）」により情報提供を行ったところ、審査請求人から期日までに取消しの申出がなかった。

以上のことから、当該訂正請求は法27条1項に該当せず不適法であるため、法30条2項の規定に基づき「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」により不訂正決定としたものであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年5月12日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求に対し、処分庁は、法27条3項に規定する請求期限を過ぎて行われたものとして不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 独立行政法人等から開示を受けた保有個人情報について、訂正請求をするに当たっては、法27条3項は、開示を受けてから訂正請求を行うことができる期間を90日以内と定めている。

- (2) 本件においては、開示の実施時期について、審査請求人の主張と諮問庁の説明に相違があることから、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
- ア 審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報は、「理由説明書（特定諮問事件A）に係る決裁文書」及び「理由説明書（特定諮問事件B）に係る決裁文書」に該当するものとして令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定した各「理由説明書」に記載された保有個人情報であり、いずれも審査会への諮問に係る決裁資料の一部である。
- イ 当該決定に係る保有個人情報については、開示の実施の申出を受け、令和2年特定月日Cに開示の実施をしており、本件訂正請求は、開示を受けた日から1年以上経過してされたものであり、不適法であると考えられる。
- (3) 当審査会において、諮問書に添付された特定文書番号Bを確認したところ、特定諮問事件A及び特定諮問事件Bに係る決裁文書の開示請求に対し、各諮問事件の決裁資料の一部として各「理由説明書」が開示決定されていると認められることから、上記アの諮問庁の説明は是認できる。
- また、同様に、令和3年特定月日A付け特定文書番号Aを確認したところ、諮問庁が理由説明書（上記第3）で説明するとおり、当該裁決においては、特定答申において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行ったものであると認められ、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにおいて既に開示決定された各「理由説明書」について、改めて開示決定したものとは認められない。
- (4) 次に、原処分に係る保有個人情報訂正請求書を確認したところ、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄の「開示決定通知書の文書番号及び日付」の項には、「特定文書番号A 令和3年特定月日A」と記載されているものの、「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、各「理由説明書」の訂正を求める旨の記載が認められる。
- よって、本件訂正請求は、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定された各「理由説明書」に記載された保有個人情報の訂正を求めるものと解される。
- (5) そうすると、本件対象保有個人情報は、上記請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄の「開示決定通知書の文書番号及び日付」の項に記載されている「特定文書番号A 令和3年特定月日A」により開示を受けた保有個人情報ではないことは明らかである。また、開示の実施に係る上記(2)イにおける諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、処分庁が本件訂正請求につき、法27条3項に規定する請求期限を過ぎて行われたものであることを理由として不訂正決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法27条3項の期限を過ぎて行われたものであるとして不訂正とした決定については、本件訂正請求は、同項の訂正請求期限を過ぎて行われたものと認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

- 1 理由説明書 特定諮問事件Aの公文書案文
- 2 理由説明書 特定諮問事件Bの公文書案文